

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	近江八幡市農業再生協議会				整理番号	1
用途名	水郷ブランド野菜(基幹作)					
対象作物	別紙1で定める水郷ブランドの認証を受けた野菜(基幹作)					
単 価	2,680円/10a					
課 題	近江八幡市独自で認証を行っている「水郷ブランド農産物」のブランド力・付加価値的部分が向上するよう、ブランドの認証基準等を新たに設けるなどして、地域の野菜作付農家の収益力向上につながるようにしていくこと。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	水郷ブランド野菜基幹作作付面積(a)	目標	9,280	6,800	6,950	7,100
		実績	6,620	6,891	-	-
内 容	水郷ブランドの認証を受け、収穫及び販売された基幹作の野菜に対して助成を行う。 昨年度に引き続き水郷ブランド農産物振興のため助成を行う。					
具体的要件	<p>【助成対象者】 農業者及び集落営農(法人を含む)</p> <p>【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田(対象水田を「近江八幡市内」に限定する) 別紙1に定められた品種で水郷ブランド農産物の認証を受けた作物の作付けがある水田。 対象作物ごとの作付合計面積が1a以上あること。 面積判定は、単作での作付面積によるものとする。</p> <p>【販売要件】 当該圃場で生産された作物けについては、原則として全て販売を行うこと。</p> <p>【備考】 協議会が現地確認を行った際に、複数の者が肥培管理が適当であると判断できないものについては、助成の対象外とする。 当該圃場については、必要に応じて事務局が写真等で確認する。</p>					
取組の 確認方法	<p>【助成対象者】 営農計画書により確認</p> <p>【対象農地及び作物作付け、販売の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認(証拠書類(販売証明等)の提出により確認)</p> <p>【取組の要件】 水郷ブランド農産物承認一覧及び現地確認にて確認</p>					
成果等の 確認方法	昨年度と比較した作付面積についてデータ等で確認を行う。					
備考	県設定分の野菜・花卉・花木助成との重複助成可 水郷ブランド農産物の振興を図るため、次年度以降も継続的に助成を行う。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	近江八幡市農業再生協議会	整理番号	2		
使途名	水郷ブランド野菜(二毛作)				
対象作物	別紙1で定める水郷ブランドの認証を受けた野菜(二毛作)				
単 価	2,680円/10a				
課 題	近江八幡市独自で認証を行っている「水郷ブランド農産物」のブランド力・付加価値的部分が向上するよう、ブランドの認証基準等を新たに設けるなどして、地域の野菜作付農家の収益力向上につながるようにしていくこと。				
目 標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標	9,280	6,800	6,950	7,100
	実績	6,620	6,891	-	-
内 容	水郷ブランドの認証を受け、収穫及び販売された二毛作(主食用水稲・麦・なたね・飼料作物あと)の野菜に対して助成を行う。昨年度に引き続き水郷ブランド農産物振興のため助成を行う。				
具体的要件	<p>【助成対象者】 農業者及び集落営農(法人を含む)</p> <p>【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田(対象水田を「近江八幡市内」に限定する) 別紙1に定められた品種で水郷ブランド農産物の認証を受けた作物の作付けがある水田。 対象作物ごとの作付合計面積が1a以上あること。 面積判定は、単作での作付面積によるものとする。</p> <p>【販売要件】 当該圃場で生産された作物けについては、原則として全て販売を行うこと。</p> <p>【備考】 協議会が現地確認を行った際に、複数の者が肥培管理が適当であると判断できないものについては、助成の対象外とする。 当該圃場については、必要に応じて事務局が写真等で確認する。</p>				
取組の 確認方法	<p>【助成対象者】 営農計画書により確認</p> <p>【対象農地及び作物作付け、販売の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認(証拠書類(販売伝票等)の提出により確認)</p> <p>【取組の要件】 水郷ブランド農産物承認一覧及び現地確認にて確認</p>				
成果等の 確認方法	昨年度と比較した作付面積についてデータ等で確認を行う。				
備考	県設定分の野菜・花卉・花木助成との重複助成可 水郷ブランド農産物の振興を図るため、次年度以降も継続的に助成を行う。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	近江八幡市農業再生協議会				整理番号	4
使途名	地域振興品質向上助成(二毛作)					
対象作物	麦・大豆(白・黒)					
単 価	2,500円/10a					
課 題	麦・大豆の収量が減少傾向にあることから、土質の改善などを行い収量の増加を図り、収益力の向上を図る必要がある					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	土壌改良資材散布面積(a)	目標	73,500	74,500	77,000	78,000
		実績	73,479	76,791	-	-
内 容	麦・大豆の収量増加による、収益力向上に資するため土質のPh値を6前後にする働きをもつ成分が含まれる土壌改良資材散布面積(a)(基幹作・二毛作)に散布を行った圃場に対し助成を行う。(二毛作)					
具体的要件	<p>【助成対象者】 農業者または集落営農(法人を含む)</p> <p>【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</p> <p>【販売要件】 当該圃場で生産された作物けについては、原則として全て販売を行うこと。</p> <p>【取組の要件】 該当ほ場に対して、土壌改良資材を10a当たり概ね100kg散布すること。 生産性向上のため、排水対策および土づくりを合わせて実施すること。</p>					
取組の 確認方法	<p>【助成対象者】 営農計画書により確認</p> <p>【対象農地及び作物作付け、販売の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認(証拠書類の提出により確認)</p> <p>【取組の要件】 資材購入伝票の提出 作業日誌の提出 取組圃場の申請書の提出</p>					
成果等の 確認方法	土質改善に対する取り組みを行った農業者の収量をJAデータ等により確認する。					
備考	整理番号5と重複助成可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	近江八幡市農業再生協議会				整理番号	3
使途名	地域振興品質向上助成(基幹作)					
対象作物	麦・大豆(白・黒)					
単 価	2,500円/10a					
課 題	麦・大豆の収量が減少傾向にあることから、土質の改善などを行い収量の増加を図り、収益力の向上を図る必要がある					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	土壌改良資材散布面積(a)	目標	73,500	74,500	77,000	78,000
		実績	73,479	76,791	-	-
内 容	麦・大豆の収量増加による、収益力向上に資するため土質のPh値を6前後にする働きをもつ成分が含まれる土壌改良資材散布面積(a)(基幹作・二毛作)に散布を行った圃場に対し助成を行う。(基幹作)					
具体的要件	<p>【助成対象者】 農業者または集落営農(法人を含む)</p> <p>【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</p> <p>【販売要件】 当該圃場で生産された作物けについては、原則として全て販売を行うこと。</p> <p>【取組の要件】 該当ほ場に対して、土壌改良資材を10a当たり概ね100kg散布すること。 生産性向上のため、排水対策および土づくりを合わせて実施すること。</p>					
取組の 確認方法	<p>【助成対象者】 営農計画書により確認</p> <p>【対象農地及び作物作付け、販売の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認(証拠書類の提出により確認)</p> <p>【取組の要件】 資材購入伝票の提出 作業日誌の提出 取組圃場の申請書の提出</p>					
成果等の 確認方法	土質改善に対する取り組みを行った農業者の収量をJAデータ等により確認する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	近江八幡市農業再生協議会				整理番号	5
使途名	二毛作助成					
対象作物	麦・大豆(白・黒)・そば					
単 価	2,300円/10a					
課 題	二毛作助成の推進を行わなければ、水田の利活用が衰退し、農家所得の減少へと影響する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	二毛作取組面積(a)	目標	93,500	96,000	99,000	100,000
		実績	95,682	98,025	-	-
内 容	対象条件に合致した二毛作物として作付された作物に対して助成を行う。					
具体的要件	<p>【助成対象者】 農業者及び集落営農組織(法人を含む)</p> <p>【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田 対象作物ごとの作付合計面積が5a以上あること。 面積判定は、二毛作での作付面積によるものとする。</p> <p>【作物特有の要件】 ここでいう二毛作とは、戦略作物あとの圃場で作付された麦・大豆・そばの2作目の作物のことを指し、上記以外のほ場で行われたものは補助対象から除外する。</p> <p>【麦に係る要件】 生産性向上のため明渠、暗渠等の排水対策に加えて、必要に応じて適正な病害虫防除を実施すること。 収入増大に向けた取組み(GAP導入、土づくり、ブロックローテーションのいずれか)を行うこと。</p> <p>【大豆に係る要件】 生産性向上のため明渠、暗渠等の排水対策に加えて、必要に応じて適正な病害虫防除を実施すること。 収入増大に向けた取組み(GAP導入、土づくり、ブロックローテーションのいずれか)を行うこと。 播種前契約がなされていること。</p> <p>【そばに係る要件】 生産性向上のため明渠、暗渠等の排水対策を実施すること。 収入増大に向けた取組み(GAP導入、土づくり、ブロックローテーションのいずれか)を行うこと。</p> <p>【販売要件】 当該圃場で生産された作物けについては、原則として全て販売を行うこと。</p> <p>【備考】 協議会が現地確認を行った際に、複数の者が肥培管理が適当であると判断できないものについては、助成の対象外とする。 当該圃場については、必要に応じて事務局が写真等で確認する。</p>					
取組の 確認方法	<p>【助成対象者】 営農計画書により確認</p> <p>【対象農地及び作物作付け、販売の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認(証拠書類(販売伝票等)の提出により確認)</p> <p>【取組の要件】 営農計画書、圃場位置図、現地確認、出荷伝票、作業日誌等により確認</p>					
成果等の 確認方法	二毛作取組面積の集計し確認する。					
備考	県設定分の二毛作助成との重複助成可 整理番号4と重複助成可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。